

スポーツ・コンベンションセンターについて

○スポーツ・コンベンションセンター(新総合体育館)とは

現在の県体育館は、築後60年以上が経過していることや、多くの競技で県大会を実施するには手狭であるという大きな課題があります。

こうした状況を踏まえ、県では、場所ありきではなく、まずは、外部の専門家等で構成する総合体育館基本構想検討委員会において、施設のコンセプトを取りまとめていただきました。

施設のコンセプト

●スポーツ振興の拠点
(スポーツ利用:7割)

●交流の拠点(コンサート
など多目的に利用:3割)



※スポーツ利用の仕様を変更することなく、有効活用

これらを踏まえ、県大会の開催や全国大会の誘致等に当たっては、交通利便性や宿泊施設、商業施設の集積状況などから、鹿児島市に立地することが望ましいとされました。その上で、県有地については、未利用地をリストアップするとともに、国有地、市有地、民有地については、更地に限らず、譲渡可能な土地を照会し、回答のあった土地について評価していただいた結果、ドルフィンポート跡地等を一体的なエリアとして検討することとされました。

場所の選定段階においては、県民の皆様からも意見募集を行い、頂いた御意見を踏まえ、景観への配慮や防災への対応、渋滞対策などを基本構想(案)に盛り込みました。その後、基本構想(案)について、再度、県民の皆様から御意見を頂き、県議会から御了承をいただいた上で、令和4年3月に基本構想を策定したところです。その後、整備運営手法の検討など、整備に向けた取組を進めています。

○本港区エリアにふさわしい施設として整備

スポーツ・コンベンションセンターについては、屋内スポーツ競技団体やプロモーターからのヒアリング等により、稼働率を年間約8割から9割、利用者数を約40万人と見込んでいます。

また、展望スペースやカフェを設けるなど、新たな観光スポットを創出し、施設利用者のみならず、県民の皆様や観光客が気軽に立ち寄れる開かれた施設として整備することとしており、賑わい創出の核となる施設になると考えています。さらに、中心市街地との回遊性を高めることにより、大きな経済波及効果をもたらす施設として整備することとしています。

このように、同センターは、高い集客機能を有する施設として、年間を通じて賑わいを創出することから、年間365日、賑わう拠点の形成を目的とした鹿児島港本港区エリアランドデザインの開発コンセプトと整合するものと考えています。

なお、景観への配慮については、鹿児島港本港区景観ガイドラインを遵守するとともに、施設のデザインについても本港区エリアにふさわしいものとなるよう検討しているところです。



R2.11月～ ● 総合体育館基本構想検討委員会
 検討事項
 ・施設の機能、コンセプト等
 ・候補地絞り込みの評価基準
 ・候補地の評価

R3.11月 ●
 →鹿児島港本港区のドルフィンポート跡地等を候補地に

● 県民の皆さまの意見を募集!

R4.2月 ● スポーツ・コンベンションセンターに変更
 施設のコンセプトにふさわしい名称にすべきとの検討委員会や県民の皆さまの意見を踏まえ、名称変更

● 検討委員会及び意見募集結果をもとに、基本構想(案)を作成

● 景観に配慮
 ● 防災面も確認
 ハザードマップでは津波の浸水区域外

● パブリック・コメントにより
 県民の皆さまの意見を募集!

R4.3月 ● 議会での了承を経て、基本構想を策定
 ドルフィンポート跡地等を整備予定地に

R4.4月～ ● 整備運営手法の検討
 →PFI方式の導入が最適

R5.12月 ● 鹿児島港本港区景観ガイドラインを策定
 スポーツ・コンベンションセンターもガイドラインに沿って整備

R6.3月 ● 設計、建設、15年間の維持管理・運営を行う費用(約313億円)を議会で議決

● 都市計画の専門家等で、桜島の眺望を確保するポイントなどを整理

Q スポーツ・コンベンションセンターが必要な理由は

日常生活にスポーツを取り入れることは、いずれの世代においても、健康で充実した生活を送ることにつながることから、県としては、あらゆる世代の方々にスポーツに親しんでいただくための核となる施設を整備することは大いに意義があると考えています。

こうした中、現在の県体育館は、築後60年以上が経過していることや、一部の競技では大会規定に適合する競技面積を確保できないこと、バスケットボールやバレーボールなどでは使用できるコートの数がないことなど、多くの競技で大会を実施するには手狭であるという大きな課題を有しています。

また、現在、本県では、多くの競技において、複数の会場で大会を分散開催せざるを得ないほか、一部の競技では、試合の消化が進まず大会の終了時刻が夜間に及ぶなど、効率的な運営ができないことで、選手や関係者に多大な負担が生じています。

例えば、熊毛・奄美の中高生は、船舶を利用して大会に参加しておりますが、会場が鹿児島市外の場合や大会が夜間に及ぶ場合などにおいて、出港時間に間に合わず、表彰式の途中退席や延泊などを強いられている実態があると聞いています。

また、県内には全国大会や国際大会の基準を満たす施設がないことから、県民の皆様に、一流のアスリートの競技を間近に観戦できる機会を満足に提供できないという状況があります。

こうした状況を踏まえ、県内全ての屋内スポーツ競技団体も屋内スポーツ競技の中核的な施設としてスポーツ・コンベンションセンターの早期整備を望んでいます。

このため、県としては、県民の皆様に良質なスポーツ環境を提供するためにも、国際大会にも対応できる快適な競技環境を有する施設の整備に取り組まなければならないと考えています。

築60年(1960年10月竣工)以上の県体育館



築50年(1972年7月竣工)以上の県武道館



Q 施設の規模は

各種大会の開催に必要な基準などについて調査の上、必要な規模を整理しており、メインアリーナについては、フロア面積がバレーボール4面分の規模となります。

観客席は、国際大会の開催の目安となる基準などにに基づき検討した結果、8千席以上を必要規模として整理しています。

これにより、これまで県内で開催することができなかった大規模なスポーツ大会やコンサート、展示会等の開催が可能となるほか、同センターをメイン会場とし、周辺の施設をサブ会場や分科会会場とするなど、複数の施設で連携して取り組むことにより、各種団体等の大規模な全国大会の開催等も可能となります。



スポーツ大会(イメージ)



プロスポーツ(イメージ)



コンサート(イメージ)

Q 景観への配慮は

スポーツ・コンベンションセンターの基本構想において、同センターの整備予定地である本港区エリアは、錦江湾や桜島の良好な景観を有することから、整備に当たっては、施設の高さや中心市街地、海からの眺望など、景観に配慮することとしています。

また、令和5年度に、まちづくりや景観の専門家の御意見も踏まえ、桜島や錦江湾の眺望を確保する必要がある場所として、ウォーターフロントパークや朝日通りを設定するなど、本港区エリアにふさわしい景観・デザインについて方向性を示す鹿児島港本港区景観ガイドラインを策定しました。

スポーツ・コンベンションセンターの整備に当たっては、このガイドラインに沿って、景観や眺望に配慮することとしています。施設のデザインについては、本港区エリアにふさわしいものとなるよう検討を進めているところです。

展望デッキからの眺望(イメージ)



Q ドルフィンポート跡地の全てに施設が建つのか

ドルフィンポート跡地においては、スポーツ・コンベンションセンターと併せて多目的広場を整備することとしています。

同広場は、気軽に運動やスポーツに親しむことができ、多様なイベントへの対応もできるようにするほか、イベント開催時は臨時駐車場としても利用できるよう整備することとしています。

また、同広場は、保全することとしているウォーターフロントパークと一体的な景観となり、連携した活用が可能となるよう、民間事業者のノウハウも活用しながら、具体的に検討しています。

多目的広場でのイベントのイメージ



Q 津波など災害の心配があるのでは

各種災害のハザードマップ等を精査した結果、ドルフィンポート跡地は、地震等による津波の浸水区域や桜島の噴石等の災害予想区域には含まれていません。一方で、敷地のごく一部が甲突川からの洪水の浸水区域に含まれていますが、その深さは50cm未満で、かさ上げ等により対応が可能であることを確認しています。



Q 交通渋滞の対策は

大規模イベント開催時などにおける具体的な交通対策については、今後、施設の整備運営を行うことになる事業者に対して、「誘導員を適切に配置するほか、臨時バスの手配、公共交通の利用促進、駐車場内及び車両入口付近に車両を誘導する警備員の配置、アフターイベント等の開催による移動時間の分散、中心市街地への誘導など、混雑の緩和、安全の確保について対応を行うこと」、また、「イベント主催者等に対しても同様の対応を行うよう促すこと」を求めています。

また、事業者との契約締結後においても、事業者には、「近隣地区住民及び港湾関係者等に対し説明等を十分に行い、合意形成を図った上で事業を実施すること」を求めるとともに、それらの対策が実施されているかを継続的に確認することとしています。

県としては、渋滞発生が抑制されるよう、しっかりと対策を講じることをとしています。

Q なぜ、「赤字となる施設」を整備するのか

スポーツ・コンベンションセンターは、県民の皆様がスポーツに親しむための公共施設です。そのため、現在の県体育館や図書館、美術館などの公共施設と同様、利用しやすい料金を設定の上、これに伴い生じる収支差は公費で負担して維持管理・運営を行うこととしています。

令和2年2月に実施した「他自治体における事例調査」によると、県外のスポーツ利用を主とする施設の収支差は、約4,200万円から約2億8,700万円となっています。

同センターは、本港区エリアに整備することで、より高い料金での貸し出しが想定されるコンサート等の多目的利用が多く見込まれることから、収支差を約9,800万円に抑えられと試算し、PFI事業費313億円に含めているところです。

また、PFI事業費には含めていない駐車場収入などについても、県の歳入として見込まれることから、実質的な収支差は約5,500万円となります。

この結果、支出に対する収入の割合(収支比率)は8割程度となり、スポーツ・コンベンションセンターは他県の類似(スポーツ)施設(平均6割程度)と比較しても採算性が高い施設となるが見込まれます。

今後、事業者と連携しながら、現在想定している以上のイベント等が実現できるよう、プロモーター等への戦略的なPRなどを検討していきます。

Q PFI方式とは

スポーツ・コンベンションセンターの整備・運営等で採用するPFI方式は、県は仕様を定めず、達成される水準のみを規定し、その水準を達成する方法については、民間事業者のノウハウや知見を活用(性能発注)することとしています。

また、設計から運営までの全ての業務を一括して発注(包括発注)して長期契約で実施することになります。

これらにより、県民の皆様へのサービスの向上や維持管理・運営を見据えた設計、それぞれの業務のコスト削減などが期待できます。

また、PFI方式では、民間事業者が資金調達をすることから、県は、施設が完成する令和11年から約15年間で、設計・建設費用も含めた額を分割して支払うこととなり、財政支出の平準化が図られます。毎年度の支払いは、20億円程度と見込まれます。

Q スポーツ・コンベンションセンターの駐車場はどうするのか

基本構想においては住吉町15番街区に整備することとしています。

なお、令和4～5年度にかけて、本港区エリア全体の利活用を検討した「本港区エリアの利活用に係る検討委員会」において、同地について、駐車場以外での利活用も考えるべきではないかとの意見が出されていることなどを踏まえ、将来的に、住吉町15番街区について新たな利活用の提案がなされた場合は、県議会においても十分御論議を頂いた上で、新たな利活用も検討したいと考えています。

仮に、住吉町15番街区について新たな利活用を図ることとなった場合には、鹿児島港本港区景観ガイドラインに沿って、周辺の県営駐車場の整備・活用等を検討することとしています。

Q スポーツ・コンベンションセンターは中高生などの一部の人がしか利用しないのでは

スポーツ・コンベンションセンターは、子どもや青少年だけでなく、障害者や高齢者を含め、県内各地の県民の皆様がスポーツに親しむ施設として、全ての方々が安全で利用しやすい施設として整備することとしています。

同センターでは、利用者を年間約40万人と想定しており、このうち、アマチュアスポーツでの利用者を約18万人と想定し、その内訳は、現体育館の利用者数も踏まえ試算した結果、小中高生で約7万人、一般で約11万人となります。

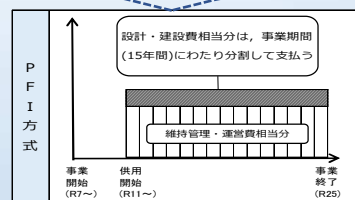
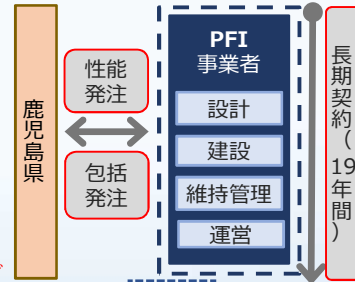
平成20年度から30年度までの10年間で、県人口は6.2%減少していますが、現体育館の利用者数は1.1%の減少にとどまっています。

また、同センターでの開催を想定する全国大会、九州大会、県大会は、参加者が各地区の代表校・代表者であるため、参加者数は、人口減少に比例して減少するものではないと考えています。

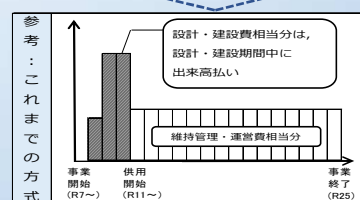
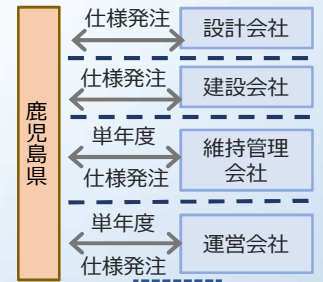
同センターはスポーツ振興の拠点機能に加え、コンサートやイベント等の多目的利用による交流拠点機能を備えた施設として整備することとしています。

さらに、施設利用者のみならず、県民の皆様や観光客が気軽に立ち寄り、回遊できる仕組みとして、カフェやイベント等にも利用可能な交流スペースを設けるなど、開かれた施設として整備することとしており、あらゆる世代の方々に利用していただける施設になると考えています。

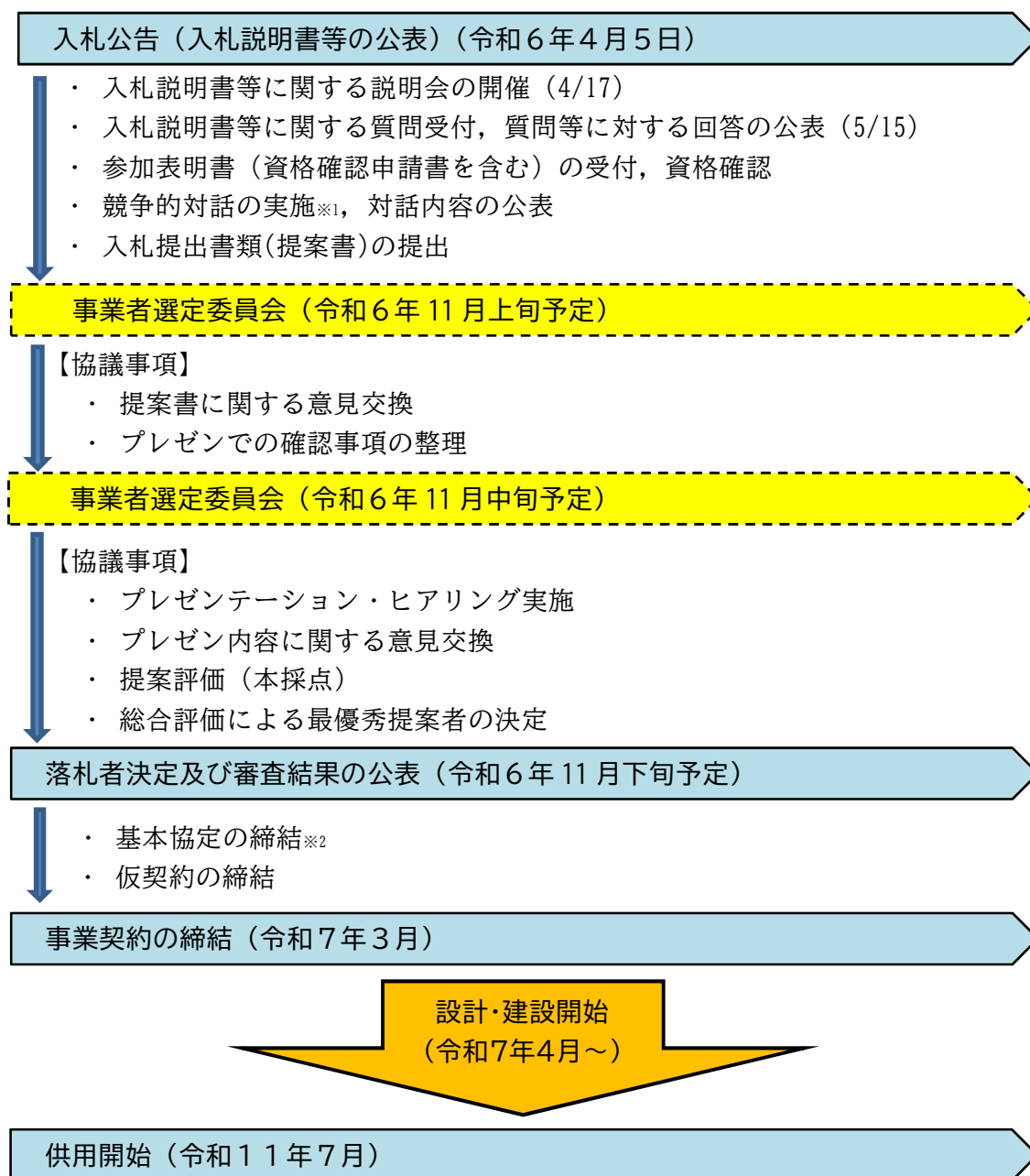
■ PFI方式



■ 参考：これまでの方式



令和6年度スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業スケジュール



※1 競争的対話の実施

要求水準書等について，本事業への参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって，本事業の趣旨に対する参加希望者の理解を深め，県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的とする。

※2 基本協定の締結

選定事業者が本事業を遂行する目的で設立する特別目的会社（SPC）と県との間の事業契約の締結に向けて，県及び選定事業者の双方の義務（SPCの設立，事業契約，秘密保持等）について定めることを目的とする。